

機密性 2 情報 完全性 1 情報 可用性 1 情報

達 示 第 15号  
平成 26年 5月 19日

東京拘置所長 浦 寛 美

「被収容者の遺留物の取扱いに関する実施細則」の制定について  
標記について、別紙のとおり定め、即日施行する。  
なお、平成 19 年 6 月 1 日付け達示第 34 号「「被収容者の遺留物の取扱い  
に関する実施細則」の制定について」は、廃止する。

## 被収容者の遺留物の取扱いに関する実施細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第53条ないし第55条並びに刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）第22条及び第23条に基づき、東京拘置所（以下「当所」という。）における遺留物（当所に遺留した金品をいう。以下この細則について同じ。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (釈放者の遺留物)

第2条 釈放された被収容者の遺留物は、その釈放の日から起算して6月を経過する日までに、その者からその引渡しを求める申出がなく、又はその引渡しに要する費用の提供がないときは、国庫に帰属する。

2 前項の期間内でも、腐敗し、又は滅失するおそれが生じた遺留物は、廃棄するものとする。

### (逃走者等の遺留物)

第3条 被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して6月を経過する日までに、その者から引渡しを求める申出がなく、又は引渡しに要する費用の提供がないときは、その遺留物は、国庫に帰属する。

(1) 逃走したとき 逃走した日

(2) 解放された場合において、避難を必要とする状況がなくなった後速やかに指定した場所に出頭しなかったとき 避難を必要とする状況がなくなった日

(3) 外出又は外泊の場合において、指定した日時までに当所に帰着しなかったとき その日

2 前条第2項の規定は、前項の遺留物についても同様とする。

### (死亡者の遺留物の引渡し)

第4条 死亡した被収容者の遺留物は、次に掲げる者（以下「遺族等」という。）に対し、その申請に基づき、引き渡すものとする。

(1) 被収容者が指定した者（1人に限る。）

(2) 被収容者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。），子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 被収容者が外国籍を有する場合におけるその国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者

2 死亡した被収容者の遺留物は、法第176条の規定による遺族等に対する死亡の通知を行った後、最初にその引渡しを申請した遺族等に引き渡すものとする。ただし、規則第92条第1項各号に掲げる順序に従いその者より先順位の者に対し死亡の通知を行った場合（その者がその遺留物の交付を申請しない旨の意思表示をしたときを除く。）には、当該先順位の者の意思を確認し、その引渡しの申請があったときは、その遺留物は、その者に引き渡す。

3 第2条第2項の規定は、第1項の遺留物についても同様とする。

4 第1項の申請は、別紙1の遺留物引渡し申請書をもって行うものとする。  
(遺留物の引渡しの方法等)

第5条 遺留物を遺族等に引渡す場合は、次のとおりとする。

(1) 遺留金の引渡しに際しては、遺族等に対し、遺留金書留簿に基づき、その確認を求め、別紙2の領収書に署名及び受領印を徴するものとする。

(2) 遺留品の引渡しに際しては、遺族等に対し、その品目・数量を記載した「領置調確認書（遺留時）」を作成し、遺留品とともに交付して、その確認を求め、遺留物（品）書留簿の受領欄及び別紙3の遺留品受領書に署名及び受領印を徴するものとする。

2 郵送等による引渡しの求めがあった場合には、別紙1の申請書を郵送して申請の交付を行い、引渡しの相手方の審査終了後、遺留物とともに遺留品目録及び別紙3の受領書を送付し、受領書の返戻を求めるものとする。

3 前項の送付に要する費用については、原則として当所の負担とする。  
(公告等)

第6条 死亡した被収容者に遺留物（作業報奨金相当額は除く）がある場合において、その遺族等の所在が明らかでないため遺族等への死亡の通知をすることのできないときは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成18年政令第192号）第1条で定める方法によって公告するものとする。

2 死亡者の遺留物は、遺族等への死亡の通知をし、又は前項の規定により公告をした日から起算して6月を経過する日までに遺族等から引渡しの申請がないときは、国庫に帰属する。

3 遺留物の公告は、別紙4による。  
(処分等)

第7条 第2条第2項，第3条第2項及び第4条第3項に定める廃棄及び国庫に帰属した遺留物の処分は，次によるものとする。

- 1 遺留物のうち，遺留金は，遺留金書留簿により決裁を受けた上，国庫金として歳入に受け入れる。
- 2 遺留物のうち，売払又は換価が可能な遺留品は，売払又は換価してその代金を国庫金として歳入に受け入れ，売払又は換価できない遺留品は，遺留物（品）書留簿により決裁を受けた上，廃棄する。

別紙 1

遺留物引渡し申請書

平成 年 月 日

東京拘置所長 殿

(住 所)

(氏 名)

(続 柄)

平成 年 月 日に死亡した の遺留物の引渡し  
を申請します。

別紙2

| 所 長 | 部 長 | 課 長 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |

下記の金額を支払いしてよい。

領 収 書

歳入歳出外現金出納官吏

| 金 額 | 事 由   | 称 呼 番 号 | 氏 名 | 備 考 |
|-----|-------|---------|-----|-----|
| ¥   | 遺 留 金 |         |     |     |

上記金額受領しました。

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_ (続 柄) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

別紙3

遺留品受領書

平成 年 月 日

東京拘置所長 殿

(住所)

(氏名)

印

(続柄)

平成 年 月 日に死亡した（釈放）した の遺留  
金品について、別紙目録一覧の遺留品を受領しました。

別紙4

公告番号H〇〇一〇〇号

平成 年 月 日

東京拘置所

## 公 告

当所収容中に死亡した被収容者に係る遺留物の引取りについて、遺族等が所在不明のため通知できないことから、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第55条第2項の規定に基づき公告します。

お心当たりのある方は、当所まで御連絡ください。

記

1 性別

男(女)

2 生年月日

昭和〇〇年〇月〇日 〇〇歳

3 本籍地

〇〇県

4 遺留物等

〇〇等〇〇点ほか、遺留金

(申出場所)

東京拘置所面会所内差入窓口(会計課領置係)

受付時間：平日の午前8時30分～午後3時30分

(但し、午後零時～午後1時を除く。)

電話番号：03-3690-6681(内線 2312)

なお、平日のうち、1月2日、同月3日及び12月29日から

同月31日までは取り扱っておりませんので、御了承ください。